

27西南健発第107号  
公 告 第30号  
平成27年3月10日

東京都渋谷区南平台町3番8号  
東京西南私鉄連合健康保険組合  
理 事 長 鈴木 克 久



### 組合規約中一部変更について

このたび、下記のとおり組合規約の一部を変更しましたので、公告いたします。

### 記

◎当組合の規約の一部を次のとおり変更する。

(代理)

第19条 議員は、組合会に出席することができないときは、あらかじめ通知のあった組合会に付議する議案について賛否の意見を付した書面又は代理人をもって、議決権又は選挙権を行使できる。

附 則

この規約は、平成27年4月1日から施行する。

以 上